

学外者のビラ配り妨害について

【ご質問】(投稿日: 2017年11月12日)

11月2日のことだったと思うが、本部構内正門に入ったところでビラ配りをしていた者二名ほどに対し職員数名がビラ配りの妨害及びビデオ撮影を行っていた。学外者はビラを配るなという趣旨の声掛けが行われていたので妨害されていたのは学外者であると思われる。この件について以下の質問に答えていただきたい。

- 1、学外者の構内ビラ配りが禁止されているのはいかなる理由か。改めてお答えいただきたい。単なる学内規定の提示だけでなく、その規定の制定経緯及び目的、さらにその目的は合理的であると考えているのか表現の自由を考慮に入れて答えてください。
- 2、当該人物を如何にして学外者であると判断したのか。
- 3、ビデオ撮影の目的は何か。また、撮影時は昼休み中であり、大変多くの学生等が映り込んでしまったと思われる。中には不快に思った人もいると考えられる（それは元停学者に対する撮影時も同様である）が、これについてはどう考えているのか。
- 4、今まで学外者にこのような措置を実行したことはあるか。
- 5、新歓期はインカレサークルを中心に大量の学外者がビラを撒きに来ると思われるが、当然一人一人学外者かどうかを確認し学外者であれば排除する予定だろうと思うが、どうか。
- 6、もし5の措置が実行されないのならば、この件は当局による、当局に反対する学生に対する弾圧に他ならないように思われるが、そう受け取ってよろしいですね。

【回答】(回答日: 2017年11月24日)

(学生担当理事・副学長 川添信介)

学生意見箱担当の理事・副学長として、以下のように回答いたします。

ご指摘の職員による対応は、11月7日の学外者によるビラ配付に対する対応のことだと思います。

1. これまで学外者による勧誘行為、ビラ配付、拡声器などを使用して大音量を発する行為等が行われた経緯があるため、平成28年9月30日付告示第5号に基づき、これらの行為を禁止する目的で行っているものであり、表現の自由との関係においても、教育研究環境の阻害を防止するための措置を講じることに問題はないと考えています。
2. 本学において確認した事実に基づき行いました。
3. 上記1で回答した行為が行われた場合、違反行為の証拠保全のための緊急で必要な撮影は許容されるものと認識しています。撮影は証拠保全に必要な範囲にとどめており、また、公表は予定していないためです。

4. 従来から同様の措置を講じております。
5. 上記 1 で回答したとおり、教育研究環境を阻害する行為に対しては、今後とも同様の措置を講じます。
6. 上記 1 で回答した行為の禁止は、学外者を対象としています。